

船舶事故調査報告書

令和6年10月2日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和5年10月29日 05時00分ごろ
発生場所	山口県下関市安岡漁港西方沖 安岡港甲防波堤灯台から真方位275°400m付近 (概位 北緯34°01.4′ 東経130°54.3′)
事故の概要	遊漁船海縁は、西進中、浅所に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和6年2月27日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	遊漁船 海縁、2.5トン YG3-63548（漁船登録番号）、個人所有 第291-45232号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	舵板及びプロペラの曲損等
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の初期
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、釣り客6人を乗せ、安岡漁港を出航し、釣り場に向けて西進した。 船長は、操舵室で操船中、操舵室後方にいた釣り客に話しかけられ、前方から目を離して釣り客と話をしていたところ、本船は浅所に乗り揚げた。 船長は、釣り客に怪我がないことと船体に浸水等がないことを確認し、本船は、安岡漁港に自力航行で帰港した。 船長は、安岡漁港の周辺には浅所が多数存在していることを把握しており、浅所に向かないよう針路を定めて航行していたつもりであったが、前方から目を離して釣り客と話をしているうちに潮流に圧流されたかもしれないと本事故後に思った。
分析	本船は、西進中、船長が、前方から目を離して釣り客と話をしながら航行を続けたことから、潮流に圧流されて浅所に向かっていることに気付かず、浅所に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が西進中、船長が、前方から目を離して釣り客と話をしながら航行を続けたため、潮流に圧流されて浅所に向かっていることに気付かず、浅所に乗り揚げたものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・船長は、航行中、他者との会話に気を取られることなく、周囲の

	見張りを適切に行うとともに操船に専念すること。
--	-------------------------